

## 統計関連学会連合大会運営委員会 運用規則

統計関連学会連合

### (総則)

第1条 この規則は、統計関連学会連合大会運営委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、統計関連学会連合規程第6条に基づく委員会である。

### (目的)

第2条 本委員会は、統計関連学会連合大会（以下「連合大会」という。）の運営に関する諸事を決定し、会計を管理して、連合大会の円滑な運営および実行に資することを目的とする。

### (構成員)

第3条 本委員会の委員は以下の各号により構成される。

- (1) 統計関連学会連合加盟の各学会から推薦されたもの若干名
- (2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、担当する連合大会の1年前の連合大会時から担当する連合大会終了時までとする。

### (委員長)

第5条 委員会には委員長を1名置く。委員長は委員の互選とし、統計関連学会連合理事会が承認する。

### (経費)

第6条 委員会の運営に必要とされる経費は、統計関連学会連合大会会計より支出される。経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

### (監査)

第7条 本委員会が管理する連合大会会計は監査を受けるものとする。

### (報告義務)

第8条 委員長は、統計関連学会理事会において、活動状況および収支決算と監査の結果を報告し、連合理事会の承認を受ける。

付則 本規則は2015年10月1日より施行する。